

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等 における「量の見込み」の算出等の考え方 (改訂版 ver. 1)

令和 6 年 3 月 11 日

目次

はじめに	4
< 1 > 基本的考え方	5
1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨 (P1)	5
2. 提供体制確保の実施時期の設定 (P3)	5
< 2 > 量の見込みの算出	6
Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法 (P6)	6
1. 家庭類型の分類 (P6～29)	6
(全般的事項)	6
(個別事項)	6
(ア) 図表 4 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9)	6
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法 (P30～38)	8
(全般的事項)	8
(ア) 算出方法について	8
(イ) トrendや政策動向、地域の実情等の考慮	8
(ウ) 都市開発部局との十分な情報共有	9
(個別事項)	9
(ア) 幼稚園・預かり保育について (P33)	9
(1) 共働き等家庭のこどもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取扱いについて (P62～64 にも関連)	9
(2) 「子育て安心プラン」に基づいた預かり保育の充実等の取扱いについて (P62～64 にも関連)	11
(3) 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業(幼稚園型)の取扱い (P65～67 にも関連)	13
(イ) 0歳児及び1歳児保育の量の見込み (P38)	15
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法 (P39～61)	16
(全般的事項)	16
(ア) トrendや政策動向、地域の実情等の考慮	16
(イ) 都市開発部局との十分な情報共有	16
(個別事項)	16
(ア) 時間外保育事業の量の見込み (P39)	16
(イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40)	16
(1) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について	16
(2) 放課後児童クラブを取り巻く状況を踏まえた確保方策について (P65～67 にも関連)	19

(3) 市町村支援事業計画への記載イメージ (P65～67 にも関連)	19
(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)	20
(エ) 地域子育て支援拠点事業の量の見込み (P46)	21
(オ) 一時預かり事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業) の量の見込み (P48、52)	22
(カ) 病児保育事業の量の見込み (P55)	23
(キ) 利用者支援事業の量の見込み (P61)	23
< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期	25
(ア) 企業主導型保育施設の地域枠の活用 (P62～64)	25
(イ) 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期 (P66)	25
(ウ) 養育支援訪問事業の確保の方策及びその実施時期量の見込み (P67)	26
< 4 > その他	27
(ア) 「調査票のイメージ」における設問の修正	27
(イ) 計画の公表等について	27
(1) パブリックコメント等の実施	27
(2) 計画の公表	28
(ウ) 認定こども園への移行に係る需給調整の特例 (P68)	28
(1) 特例措置の内容及び趣旨	28
(2) 都道府県支援事業支援計画等における取扱い	28
< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み	30
(1) 量の見込みの算出方法	30
(2) 提供体制の確保の方策及びその実施時期	32
< 6 > 計画作成に当たっての留意点	33
(ア) 一体的策定が可能な他の計画	33
(イ) 都道府県こども計画・市町村こども計画との関係	33
(ウ) こども等の意見を反映するための措置	33
(エ) 複数の市町村による共同策定	34
< 7 > 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載	35
(ア) 外国につながる幼児への支援・配慮について	35
(イ) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について	35
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	36
(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上	36
(3) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮	36
(4) 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施	36
(5) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善	36

(6) 幼稚園教諭一種免許状の取得促進	37
(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置	37
(8) 幼児教育センターの設置	37
< 8 > 「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について	38

はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条及び第 62 条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村及び都道府県においては、令和 2（2020）年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和 6（2024）年度であることから、令和 7（2025）年度を始期とする第三期の当該各計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の市町村支援事業計画の作成に当たって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）をベースとしつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成 31 年 4 月 23 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「第二期手引き」という。）を改訂する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、第三期の市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」という。）を提示する。各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成を進めていただきたい。

なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。

「第三期手引き」の改訂版 ver.1（令和 6 年 3 月 11 日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の初版（令和 5 年 9 月 20 日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、各自治体の意見も踏まえた所要の修正及び令和 6 年 4 月 1 日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。

今後、「新子育て安心プラン」等にかかわるプランを策定する可能性があるとともに、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応等を踏まえ、再度、令和 6 年夏頃以降に本手引きを改訂する可能性はあることに留意されたい。一方、第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、既に「第三期手引き」の初版を基に作成作業を進めていただくようお願いしていたところ、引き続き、「第三期手引き」の改訂版 ver.1 を基に作成作業を進めていただくようお願いしたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。

< 1 > 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨（P1）

市町村支援事業計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的ニーズも含めたニーズ把握・算出自体は重要と考えており、第三期においてもこの基本的な考え方に変更はない。他方で、各市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能である。事業ごとのニーズ把握方法等については、後述する具体的算出方法における記載も参考にされたい。

2. 提供体制確保の実施時期の設定（P3）

市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和 11（2029）年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

※実施時期の設定については、「新子育て安心プラン」後の次期プランの在り方等の検討状況や、「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応の検討状況等も適宜参照されたい。

<2> 量の見込みの算出

Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法 (P6)

第一期手引きに記載している、

- ・ 本手引きは、(中略)量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない

- ・ ただしこの場合においても、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある

という基本的な考え方については、第三期においても変更はない。

このように、地域の実情に応じて算出方法は変更可能であることをお示ししているが、自治体等から、第一期手引きに示す標準的な算出方法によらない方法をより明確化してほしいとの意見があることを踏まえ、各事業において、これらの手引きに沿った算出方法や利用希望把握調査等を活用しない場合でも、潜在的ニーズを把握していると考えられるケースなどを可能な範囲でお示しする。いずれにしても、具体的にどのような算出方法を探るかにについては、各市町村において、制度の趣旨を踏まえ、適切に判断されたい。

1. 家庭類型の分類 (P6～29)

(全般的事項)

第一期手引きにおいては、家庭類型・潜在的家庭類型の具体的な算出方法を記載しているが、この趣旨は、後述する制度・事業ごとの潜在の対象者を正確に把握するための一つの標準的方法として示しているものである。

第三期においても、従来どおり第一期手引きに沿って家庭類型・潜在的家庭類型を算出し、量の見込みを算出することが可能である。

他方で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの制度・事業の対象となる潜在的家庭数について、各市町村において、既存のデータの活用等により、より効果的・効率的な把握が可能である場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

(個別事項)

(ア) 図表4 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9)

第一期手引きに沿って算出する場合、量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢(学年齢)によることも可能である。

なお、第一期、第二期においては、3号認定のうち1歳児と2歳児をまとめて集計してい

たが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などをみると、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、より正確なニーズ把握を可能とするために、第三期においては1歳児と2歳児を分けて集計すること。

【参考】第一期手引きの図表16「家庭類型集計結果の入力シート」の修正イメージ (P29)

■ 1歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下照時間～120時間の一部)				
タイプD フルタイム×パートタイム (下照時間未満+下照時間～120時間の一部)				
タイプE 専業主婦(夫)				
タイプF パート×パート (双方月120時間以上+下照時間～120時間の一部)				
タイプG パート×パート (いずれかが下照時間未満+下照時間～120時間の一部)				
タイプF 無職×無職				
全体				

■ 2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下照時間～120時間の一部)				
タイプD フルタイム×パートタイム (下照時間未満+下照時間～120時間の一部)				
タイプE 専業主婦(夫)				
タイプF パート×パート (双方月120時間以上+下照時間～120時間の一部)				
タイプG パート×パート (いずれかが下照時間未満+下照時間～120時間の一部)				
タイプF 無職×無職				
全体				

【参考】第一期手引きの図表25「量の見込みの算出プロセス(3号認定:認定こども園及び保育所+地域型保育)」の修正イメージ (P38)

■ 1歳家庭のみ

<家庭類型別児童数の算出>

	推計児童数(人)	×	潜在家庭集計(割合)	×	潜在家庭集計別児童数
タイプA ひとり親		×		×	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		×	
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下照時間～120時間の一部)		×		×	
タイプD パート×パート (双方月120時間以上+下照時間～120時間の一部)		×		×	

<ニーズ量の算出>

	c 家族累計別児童数	d 利用意向率（割合）	e ニーズ量（人）
タイプA ひどり種			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上・下用時間～120時間の一部）			
タイプD パート×パート（月120時間以上・下用時間～120時間の一部）			

■ 2歳家庭のみ

<家庭類型別児童数の算出>

	a 推計児童数（人）	b 滞在家族累計（割合）	c 家族累計別児童数
タイプA ひどり種			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上・下用時間～120時間の一部）			
タイプD パート×パート（月120時間以上・下用時間～120時間の一部）			

<ニーズ量の算出>

	c 家族累計別児童数	d 利用意向率（割合）	e ニーズ量（人）
タイプA ひどり種			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上・下用時間～120時間の一部）			
タイプD パート×パート（月120時間以上・下用時間～120時間の一部）			

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法（P30～38）

（全般的事項）

（ア）算出方法について

第一期手引きにおいては、1～3号認定それぞれの量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば妊娠時や出産時における面談において利用意向を確認するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

（イ）トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

保育ニーズ（2・3号）については、第一期及び第二期の市町村支援事業計画においては「子育て安心プラン」等を踏まえて提供体制を整備することとしていたが、第三期の市町村支援事業計画の策定においても、地域の実情等を踏まえて、保育の受け皿整備の進捗による潜在的ニーズの顕在化や女性の就業率の上昇傾向等に留意されたい。

また、保育ニーズ（2・3号）のみならず、教育ニーズ（1号）についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園（1号）の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第二期の市町村支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等（基本指針第三の一3（二）に規定する保護者に対する調査等をいう。以下同じ。）と第三期の市町村支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

（ウ）都市開発部局との十分な情報共有

大規模マンション等の開発は、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

（個別事項）

（ア）幼稚園・預かり保育について（P33）

幼稚園の利用を希望する者の中にも共働き家庭など保育を必要とする者が一定数存在すること、幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿の確保方策として位置付けることを可能とした（基本指針第三の二の2（二）（1）及び第三の四の2（二）（1）参照）こと等を踏まえ、次の（1）～（3）を踏まえた上で市町村支援事業計画を作成すること。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、市町村において市町村支援事業計画を作成する際に必要な情報を有していないことも考えられることから、所轄庁である都道府県から管内の市町村に各園の定員数や預かり保育の実施状況等について情報提供を行うなど、都道府県・市町村間で必要な連携を図ること。

（1）共働き等家庭のこどもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取扱いについて（P62～64にも関連）

共働き等家庭（家庭類型のタイプA、B、C及びE）のうち保育所・認定こども園ではなく幼稚園の利用を希望する者については、基本的に、通常教育標準時間認定子ども（専業主婦家庭等（家庭類型のタイプC、D、E及びF）を想定）とは区分し、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」として、適切に量の見込みを算出（2号認定として算出）した上で、幼稚園の認定こども園への移行又は幼稚園における長時間・通年の預かり保育により適切に提供体制の確保方策を講ずること。

なお、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の量の見込みを算出する際に使用する利用意向率については、これまで保護者等の利用希望（第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成25年8月6日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）別紙4をいう。以下同じ。）問16）ではなく利用実績（「調査票のイメージ」問15）の値を用いた算出方法を示してきた（第一期手引きP33参照）ところだが、今回の調査において以下に記載の追加問を追加するなどにより、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の利用希望について、より正確に算出することが可能となった市町村については、利用意向率の算出の際に利用希望の数値を使用することも可能であり、市町村の実態に応じて適切な方法を選択すること。

【参考】「調査票のイメージ」への追加問

問16-2 問16で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

また、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」に係る確保方策については、原則として、幼稚園の認定こども園への移行により確保する場合は2号認定に計上し、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は1号認定に計上し、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう留意すること。

なお、現行の基本指針においては、「子育て安心プラン」を踏まえ、長時間・通年の預かり保育により保育を必要とする子どものニーズに適切に対応可能であると認められる場合には、「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることを可能としている（基本指針第三の二の2（二）（1）及び第三の四の2（二）（1））が、これは保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者を主な対象としており、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」とは想定される対象者が異なることから、両者を区分して確保方策の計画をたてることが望ましい。ただし、既に「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」を対象とした「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容として設定している場合には、計画作成事務の省力化の

1 問16（利用希望）を使用する場合の算出方法としては、例えば、量を見込む際の算出に必要となる利用意向率を、①【問16において幼稚園又は預かり保育のみを選択した者】及び②【問16-2において幼稚園の利用を強く希望するに「1. はい」と回答した者】を合計した人数の回答者数に占める割合とすることが考えられる。その上で、問15（現在の利用状況）を用いて算出した利用意向率に基づき算出された量の見込みと比較し、大きな乖離がある場合には、地方版子ども・子育て会議等の議論も踏まえて判断の上、より市町村の実態に応じた量の見込みを算出することが考えられる。

観点から、2号認定に係る確保内容（「幼稚園及び預かり保育」）にまとめて計上することも差し支えないこと。

共働き等家庭のこどものうち「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の量の見込みに応じた提供体制の確保を行うことが困難な場合には、地域の実情に応じて、

- ① 事業者に対して認定こども園への移行に当たって求められる施設・設備や保育内容等について助言を行うとともに、施設整備費補助や公定価格の算定方法に関する情報提供、認定こども園の認可・認定要件の再検討等、認定こども園への移行を希望する幼稚園が円滑に移行できる環境整備が図られるよう検討を行う²こと。
- ② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）や私学助成の預かり保育推進事業の長時間・通年の預かり保育の実施に係る補助単価の国基準への引き上げ、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施及び要件の柔軟化などを通じて、事業者等が長時間・通年の預かり保育を実施できる環境整備を図るなど、適切な提供体制の確保に努めること。また、公立施設における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施についても、教育委員会などの関係部局間での連携を図りつつ、積極的な活用を検討すること。

（2）「子育て安心プラン」に基づいた預かり保育の充実等の取扱いについて（P62～64にも関連）

現行の基本指針第三の二の2（二）（1）、第三の四の2（二）（1）において、幼稚園における3～5歳児に対する預かり保育の充実や各種事業を活用した0～2歳児の受入れは、待機児童解消に資する重要な取組であり、以下のとおり、保育の受け皿の確保方策（2号・3号）として位置付けることが可能とされている。したがって、特に保育を必要とする0～2歳児の量の見込みに対して提供体制の不足が見込まれる場合などにおいては、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な活用を検討すること。

- ① 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能であること。
- ② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）や幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合には、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能であること。

² 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施及び要件の柔軟化や認定こども園の認可・認定要件の再検討については、『「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について（既存制度・事業の運用の柔軟化）」（平成29年6月28日付け事務連絡）も参照されたい。

【(1)・(2)を踏まえた記載例①】

幼児期の学校教育の利用希望が強い者は100名分であり、2025年度においては「幼稚園の認定こども園への移行」により50名分を確保し、「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」により50名分を確保する場合

		2025年度			2026
		1号	2号	3号	...
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外				
量の見込み		500人	600	300	...
			100	500	
確保 方策	特定教育・保育施設	300 (※1を除く)	550	250	...
	確認を受けない幼稚園	200 (※1を除く)	-	-	...
	上記以外	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年) 50※1	-	-	...
		-	-	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) 20	...
		-	-	長時間預かり保育 運営費支援事業 30	...
		...	...	...	...

【(1)・(2)を踏まえた記載例②】

幼児期の学校教育の利用希望が強い者は100名分であり、施設整備等の関係から2025年度においては幼稚園の認定こども園への移行が見込めないことから、ニーズの全てを、「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」で確保し、また、保育所等の利用を希望した者のうち、50名分を「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」で確保することとする場合

		2025 年度			2026	
		1 号	2 号		3 号	…
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外		
量の見込み		500 人	600		300	…
確保 方策			100	500		
	特定教育・保育施設	300 (※1を除く)		450	250	…
	確認を受けない幼稚園	200 (※1を除く)		-	-	…
	上記以外	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年) 100※1	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年) 50※1	-	-	…
		-	-	-	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) 20	…
		-	-	-	長時間預かり保育 運営費支援事業 30	…
…		…	…	…	…	

(3) 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型）の取扱い（P65～67にも関連）

第一期手引きにおいて、一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））とあるのは、一時預かり事業（幼稚園型）とすること。また、一時預かり事業（在園児対象型を除く）とあるのは、一時預かり事業（幼稚園型を除く）とすること。なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり読み替えること。

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
5,	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	幼稚園型
5	その他	幼稚園型以外
48, 51, 52, 65	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	一時預かり事業（幼稚園型）
65	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	一時預かり事業（幼稚園型を除く）

これまで預かり保育の利用希望については、(1)・(2)とは別途、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業において、量の見込み及び確保方策を設定することを求めてきたところである。一時預かり事業については、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」に該当しない保育の必要性のない者の利用も多く見込まれることから、引き続き、従来の「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み・確保方策（人日単位）についても適切に計上する必要があること。

また、(2)②のとおり、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）については、保育を必要とする0～2歳児を定期的に受入れる事業であり、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能としていることに鑑み、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）における量の見込み・確保方策には含める必要はないこと。

なお、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）については、第一期手引きと同様に、定期利用・不定期利用の全体について、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）における量の見込み及び確保方策に含めること。また、私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育や長時間預かり保育運営費支援事業による3～5歳児の受入れ等を確保方策として含めることも引き続き可能であること。

その際、例えば子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、都道府県からの私学助成（預かり保育推進事業）を受けられず、市町村も当該園の区域においては一時預かり事業を委託していないことにより、預かり保育の利用があるにも関わらず確保方策が講じられないといったケースも聞かれることから、都道府県と市町村が連携して適切な確保方策が講じられるようにすること³。

³ 施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて（令和4年1月24日付け文部科学省事務連絡）

		2025年度	2026
量の見込み	①1号（②以外）による利用	500人日	…
	②2号（学校教育の利用希望が強い者）による利用	200人日	…
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	350人日	…
	上記以外（私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受入れ等）	350人日	…

（イ）0歳児及び1歳児保育の量の見込み（P38）

0歳児及び1歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「1歳（または2歳）から必ず利用できる事業があれば、1歳（または2歳）になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・1年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

なお、0歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、「0歳児保育の「量の見込み」等について」（平成26年7月10日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）及びその別添（以下本項において単に「別添」という。）において算出方法の例をお示ししてきたところである。今後、別添に従い0歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、P6及びP7の「（全国平均値の場合の計算方法）」は、以下のとおり順次読み替えること。

P6……「手引きに基づく算出結果 × 7/12」が保育を利用

「手引きに基づく算出結果 × {100%－57.7%×(100%－35.8%)}」

が保育を利用

※「手引きに基づく算出結果 × {100%－②×(100%－③)}」

P7……「(1)による算出結果 — 手引きに基づく算出結果×57.7%×35.8%×66.4%×29.8%」が保育を利用

※「(1)による算出結果 — 手引きに基づく算出結果×②×③×④×⑤」

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法 (P39～61)

(全般的事項)

(ア)トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第二期の市町村支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等と第三期の市町村支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

(イ)都市開発部局との十分な情報共有

大規模マンション等の開発は、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、必要に応じて補正を行うこと。

※「(個別事項)(イ)放課後児童健全育成事業の量の見込み」も参照されたい。

(個別事項)

(ア)時間外保育事業の量の見込み (P39)

第一期手引きにおいては、時間外保育事業の量の見込みの算出方法を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば保育所等の入所申込時に今後の利用可能性について聴き取るなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

なお、(3)利用意向率の算出に当たっては、現に保育所等を利用していないが、今後保育所等の利用と共に時間外保育も利用したい者のニーズも考慮し、第一期手引き(P39)による方法ではなく、以下の方法に沿って算出することが考えられる。

(問16で今後の保育ニーズ有と回答した者の割合) × (問15で現在教育・保育事業を利用していると回答した者のうち、問15-2で18時以降の利用を希望する割合)

(イ)放課後児童健全育成事業の量の見込み⁴ (P40)

(1)放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第一期手引きにおいては、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法を記載

しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数から推計するなど、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能である。

放課後児童クラブの受け皿整備については、「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)において、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、令和5(2023)年度までに152万人分の受け皿が整備できるよう、取組を進めてきたところであるが、待機児童は依然として令和5(2023)年に1.6万人程度存在しており、登録児童数も145.7万人であり、令和5(2023)年度末までに、152万人の受け皿整備の目標整備達成が困難な状況にある。そこで、待機児童の解消、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であることから、こども未来戦略において、152万人分の受け皿整備を、加速化プランの期間中(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)の早期に達成できるよう取り組むとされているところであり、令和5(2023)～6(2024)年度に集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をまとめている。早期に152万人の目標整備量を達成し、待機児童を解消できるよう取り組むに当たり、量の見込みを検討・算出する際には、次の点を参考とされたい。

(i)待機児童の解消及び待機児童の発生予防について

放課後児童クラブについては、依然として待機児童が発生しており、待機児童の解消は急務である。待機児童が発生している市町村においては、第二期の市町村支援事業計画で算出した量の見込みと実際の利用希望者数にかい離があった場合にはその原因分析を行い(大規模マンション等の開発が行われたことから利用希望者数が大きく変動した、放課後児童クラブの整備が進んだことで更なる需要の喚起があった、潜在的な家庭類型で算出した以上に就業を開始した家庭が多く利用希望者数が増加した、小学校の35人学級の実施や特別支援学級の増加等により教室等が使用できなくなるなどの理由により閉鎖したり支援単位を減らしたりした放課後児童クラブがあったなど)、第三期においてはその分析結果を踏まえ、待機児童を解消させるために必要となる量の見込みを検討し、早期に待機児童の解消を目指すこと。また、第三期の市町村支援事業計画作成時には想定していなかった利用希望者数の大きな変動があった場合など、計画を作成した後において、各年度における実施状況を把握し、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行い、新たな待機児童の発生予防に努めること。

(ii)学年ごとの量の見込みの算出

⁴ 本項では、平成30年12月27日付け事務連絡「『新・放課後子ども総合プラン』に基づく放課後児童健全育成事業に係る『量の見込み』の算出等の考え方について」と同じ内容について記載している。

- ① 女性就業率が全国的に上昇する中、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。
- ② 市町村によっては、放課後児童クラブの整備を行うに当たり、受入れ人数の問題から、児童福祉法に定められた小学校6年生までの受入れを行わず、途中の学年までの受入れとしている例もあるものと考えられる。こうした場合であっても、量の見込みを算出するに当たっては、潜在的ニーズを含めた利用ニーズを算出する観点から小学校6年生までの量の見込みを算出すること。なお、この場合、放課後児童クラブ利用率に基づく補正を行うと、潜在的ニーズを含めた利用ニーズが低く見込まれることが予想されるため、適切な利用ニーズの算出に留意すること。

(iii) 量の見込みの算出方法

量の見込みを算出するに当たっては、次の①の方法が考えられるが、就学児に対する調査を含め、放課後児童クラブに関する利用希望把握調査等を行っている場合は、②の方法により、その結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えない。

なお、それぞれの方法に基づき算出した量の見込みに大きな違いが生じた場合には、待機児童の解消を行う観点から適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等も踏まえて判断の上、量の見込みの数字とするよう留意されたい。

① 推計に基づく量の見込みの算出方法

ア 各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）が潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案し、適切に見込むこと。ただし、その他の者であっても、小学校入学を契機に保護者が就業や求職活動を始めることから放課後児童クラブの利用を希望することも想定される。そのようなケースが多いなど、地域の実態や過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数の比較等を踏まえ、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）以外にも放課後児童クラブの潜在的ニーズが見込まれる場合には、それらを勘案して量の見込みを算出すること。

また、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から運減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。

イ 保育所等を利用する保護者の中には、終業後に帰宅する時刻が小学校の授業の終了時刻よりも早い例があるなど、その一定数は放課後児童クラブを利用しないと考えられることから、保護者の就業状況の傾向も勘案しながら、例えば、

前年度における5歳児のうち、2号認定を受ける見込みの者及び幼稚園における預かり保育（定期利用）の利用が見込まれる者の8割程度と見込むなど、一定割合を減じたものを小学校1年生の量の見込みとして設定することも考えられること。

② 利用希望把握調査等の結果に基づく量の見込みの算出方法

前述のとおり、放課後児童クラブに関する利用希望把握調査等の結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えないが、この場合においても、以下の点に留意すること。

ア 放課後児童クラブの利用者には、保育所等を利用する家庭以外にも、父親若しくは母親又は両親が短時間勤務となる家庭も含まれ得るが、第一期手引きにおいては、こうした家庭の類型である家庭類型のタイプC及びタイプEが含まれていない。そのため、量を正確に見込む観点から、対象となる潜在家庭類型に、これらの家庭類型を追加することが考えられること。

イ 第一期手引きにおいては、利用意向率の算出に当たって、学年を細かく区別せず、低学年か高学年かに分けて利用希望把握調査等を行っているため、学年の進行に伴い利用率が運減していく放課後児童クラブの特性を踏まえ、必要に応じて学年進行に応じた利用意向率の補正を行い、学年ごとの量の見込みを算出することも考えられること。

(2) 放課後児童クラブを取り巻く状況を踏まえた確保方策について（P65～67にも関連）

前述のとおり、放課後児童クラブについては、依然として待機児童が発生しており、待機児童が発生している市町村においても地域偏在がある。そうしたことから、地域を区切って量の見込み及び確保方策を設定することも有効である。また、定員に余裕のある事業所に関する情報提供や利用調整、送迎を行うことにより、他の放課後児童クラブや児童館等の利用促進も併せて実施することを検討すること。さらに、放課後児童クラブの多くは学校教室等を用いて実施しているが、小学校の35人学級の実施や特別支援学級の増加等により、これまで使用していた教室等が急きょ使用できなくなってしまうケースもある一方で、学校は児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせる場所であるため、学校教育に支障が生じない限り、放課後児童クラブの実施に当たっては、余裕教室や放課後等（長期休業中を含む）に一時的に使われていない特別教室、体育館等の徹底的な活用を行っていくことが重要であることから、確保方策を定めるに当たっては、教育委員会・学校等の関係部局とも連携の上、慎重に検討を行い、必要量の確保に努めること。

(3) 市町村支援事業計画への記載イメージ（P65～67にも関連）

(1)(2)を踏まえて算出した量の見込み及び確保方策の記載イメージは、下表のと

おりとなる。

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	600	...	...	...	...
1 年生	150	...	...	...	...
2 年生	150	...	...	...	...
3 年生	150	...	...	...	...
4 年生	60	...	...	...	...
5 年生	50	...	...	...	...
6 年生	40	...	...	...	...
確保方策	600	...	...	...	...

(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)

第一期手引きにおいては、子育て短期支援事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば相談支援員等が相談を含め対応している児童や世帯の中で、本事業の利用が望ましい児童・世帯数(児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否(ネグレクト)、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の数)も踏まえ、過去の子育て短期支援事業の申請受付実績(定員超過等により利用できなかった数も含む)から推計するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)においては、孤立した育児によって虐待につながるものがないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和元(2019)年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日/年、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると約 0.36 日/年と圧倒的に整備が遅れており、児童虐待による死亡事例の検証結果(第 18 次)を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」(47 例)のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が 0 例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘があることを踏まえ、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを勘案した量の見込み及び確保方策を設定すること。

なお、第一期手引きに沿って量の見込みを算出する場合、これまで保護者等の利用状況の実績を調査していたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用を希

望する数を適切に把握する必要があることから、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」問 25 を以下の質問に修正の上、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではなく、また、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 66 号)による児童福祉法の改正(以下「令和 4 年児童福祉法改正」という。)により、親子入所等支援や入所希望児童支援による事業が拡充されたことを踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

【参考】「調査票のイメージ」の変更問

問 25 宛名のお子さんについて、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族(兄弟姉妹含む)の育児疲れや育児不安、病気など)により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。

短期入所生活援助事業(ショートステイ)(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)の利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な泊数をご記入ください(利用したい泊数の合計と、目的別の内訳の泊数を□内に数字でご記入ください。数字は一律に一字。)

なお事業の利用に当たっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計 □□泊
ア. 冠婚葬祭	□□泊
イ. 保護者や家族の育児疲れ・不安	□□泊
ウ. 保護者や家族の病気	□□泊
エ. その他()	□□泊
2. 利用する必要はない ⇒ 問 26 へ	

問 25-1 削除

(エ) 地域子育て支援拠点事業の量の見込み (P46)

第一期手引きにおいては、地域子育て支援拠点事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば現在の実施箇所数及び推計児童数を前提として、過去の利用実績より配置

されている職員数や実施場所のスペース等を踏まえて拡充の必要がないか、市町村内の地理的条件や交通事情等を踏まえて子育て世帯のアクセスのよい身近な場所で実施することで潜在的なニーズの掘り起こしがないか、休日開所や開所日数・時間の増加等の利用ニーズがないか、といったことを、事業実施者にヒアリングしたり、事業を利用している方の声を参考にしたりするなどして、量の見込みの設定を箇所数単位で行うなど、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを踏まえて設定できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。また、第一期及び第二期で把握した地域子育て支援拠点事業の利用意向と実際の利用実績のかい離や市町村における子育て世帯の就業状況の変化などを踏まえて、第一期手引きに記載している方法で算出した後に補正を加えることも可能である。

さらに、地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策については、人日単位での利用者数や事業の実施箇所数による設定に加えて、休日開所する地域子育て支援拠点事業など、特定の機能を持つ事業の実施箇所数を併せて指標として設定するなど、地域の実情に応じた指標・単位で設定することも可能である。

(オ) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の量の見込み（P48、52）

第一期手引きにおいては、各事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、

- ①一時預かり事業においては、例えば、妊娠期や産後に行う面談等によって利用希望を把握することが可能な場合や、
- ②子育て短期支援事業（トワイライトステイ）においては、例えば、過去の子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計する場合、
- ③子育て援助活動支援事業においては、例えば、現在の提供会員・依頼会員・両方会員数及び推計児童数を前提として、過去の実績（市町村内のファミリー・サポート・センターにヒアリングをするなどして、援助の申し入れがあったが、対応可能な提供会員がいなかったことから断った事例数なども含む。）を勘案した上で、必要な提供会員数や延べ援助者数、延べ利用人数の推計を行う場合など、

事業の対象となる家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。また、第一期及び第二期で把握した利用意向と実際の利用実績のかい離や市町村における子育て世帯の就業状況の変化などを踏まえて、第一期手引きに記載している方法で算出した後に補正を加えることも可能である。

(カ) 病児保育事業の量の見込み（P55）

第一期手引きにおいては、病児保育事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば病児保育施設の整備量の拡大に応じ、過去の実施状況や利用実績に照らし算出できる場合など、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

(キ) 利用者支援事業の量の見込み（P61）

利用者支援事業の量の見込みについては、第一期手引きにおいて、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出することとした上で、第二期手引きにおいて、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意することとしたところであり、第三期においても、子育て世代包括支援センターについてはこども家庭センターと読み替えた上で、これらの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

この点、令和4年児童福祉法改正で市町村が設置に努めることとされたこども家庭センターについては、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされている。このため、こども家庭センターについては、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うための職員体制を十分に整備した上で、地理的条件、従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置状況等を踏まえ、母子保健機能と児童福祉機能を1か所に集約して整備するか、分散して整備するか、地域の実情を踏まえた施設形態をとることも可能であることに留意しつつ、令和8（2026）年度までに整備が図られるよう、地域の実情に応じてその量の見込み及び確保方策を設定すること。

また、令和4年児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。地域子育て相談機関への財政的支援の方法として、利用者支援事業の基本型を細分化して新たな類型を創設した上でこれを活用し、支援することとしていることから、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策を設定する場合には、段階的に地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に整備する際に同事業が活用されることを踏まえ、適正な補正を行うこと。また、地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であることから、利用

者支援事業の基本型を活用したもの・していないもの両者を合算した、地域子育て相談機関全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込みとは別に記載すること。中学校区に1か所の整備の達成時期については、整備が市町村の法律上の努力義務となっていることを踏まえ、第三期の事業計画の期間内のできるだけ早い段階で達成できるよう、計画の策定をお願いしたい。

＜3＞提供体制の確保の方策及びその実施時期

（ア）企業主導型保育施設の地域枠の活用（P62～64）

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠を市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないこととしている。

なお、企業主導型保育事業は平成 28（2016）年度の制度創設以降、「子育て安心プラン」等に基づき、定員 11 万人分の受け皿整備に向けて取り組んできたところであるが、受け皿整備が概ね達成されたこと、また、待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、令和 4（2022）年度以降、事業者の新規募集及び定員増員は実施していない。

		2025 年度					2026	2027	2028	2029
		1 号	2 号	3 号			…	…	…	…
				0 歳	1 歳	2 歳				
量の見込み		500	500	150	150	150	…	…	…	…
確保方策	特定教育・保育施設	500	480	140	145	145	…	…	…	…
	企業主導型保育施設の地域枠	—	20	10	5	5	…	…	…	…

（イ）利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期（P66）

利用者支援事業については、次のように基本型、特定型、こども家庭センター型のそれぞれを分けて計画に記載すること。その上で、基本型とは別に地域子育て相談機関の数を記載することが望ましい。

また、利用者支援事業の市町村支援事業計画への記載について、事業の実施箇所数の設定に加えて、オンライン相談対応が可能な利用者支援事業の箇所数など、特定の機能を持つ事業の箇所数を指標として設定するなど、地域の実情に応じた指標・単位で量の見込み及び確保方策を設定することも可能である。

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	基本型	20 か所	…	…	…	…
確保方策	基本型	20 か所	…	…	…	…

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	地域子育て相談機関	20 か所	…	…	…	…
確保方策	地域子育て相談機関	20 か所	…	…	…	…

（※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む）

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	特定型	5 か所	…	…	…	…
確保方策	特定型	5 か所	…	…	…	…

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	こども家庭センター型	5 か所	…	…	…	…
確保方策	こども家庭センター型	5 か所	…	…	…	…

(ウ) 養育支援訪問事業の確保の方策及びその実施時期量の見込み (P67)

養育支援訪問事業については、これまでの育児・家事援助が、令和4年児童福祉法改正により新設される子育て世帯訪問支援事業に移行することに留意し、量の見込み及び確保方策を設定すること。

< 4 > その他

(ア) 「調査票のイメージ」における設問の修正

「調査票のイメージ」問 15-1 の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり読み替えること。

問 15-1 の選択肢 (設問省略)	
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～ 19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ()

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から 9	選択肢 3 から 10
38	「3 認可保育所」から「9 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「10 居宅訪問型保育」

(イ) 計画の公表等について

(1) パブリックコメント等の実施

子ども・子育て支援法第 61 条第 8 項の規定により、市町村は、市町村支援事業計画を

定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされているため、当該計画作成に当たってはパブリックコメント等の実施に努めること。

(2) 計画の公表

基本指針第三の六4の規定に基づき、市町村は、市町村支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

また、同規定に基づき、都道府県は、都道府県支援事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するほか、これを公表すること。

なお、公表方法については、より多くの住民等が閲覧しやすい環境づくりという観点から、公共施設等における閲覧等に限定することなく、可能な限りインターネットを利用した公表についても実施するよう努めること。

(ウ) 認定子ども園への移行に係る需給調整の特例 (P68)

基本指針第三の四2(2)(2)ウに定める「幼稚園及び保育所が認定子ども園に移行する場合における需給調整」については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第3条第8号及び第17条第6号に規定があるが、当該規定の内容、趣旨及び取扱いは以下のとおりであるので、その実施に当たっては留意されたい。

(1) 特例措置の内容及び趣旨

本特例措置の内容は、幼稚園が幼保連携型認定子ども園若しくは幼稚園型認定子ども園に移行する場合又は保育所が幼保連携型認定子ども園若しくは保育所型認定子ども園に移行する場合のいずれの場合においても、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に都道府県支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないこととするものである。

その趣旨は、認定子ども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、幼保連携型認定子ども園については、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であることを踏まえ、認定子ども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものである。

(2) 都道府県支援事業支援計画等における取扱い

都道府県支援事業支援計画で定める数については、認定子ども園への移行を促進するため、認定子ども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定子ども園の利用の希望に十

分配慮し、幼稚園、保育所の認定子ども園への移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行った上で設定することとしている。

したがって、既存の幼稚園、保育所から認定子ども園への移行に当たっては、当該数と事業者の意向を十分に踏まえた対応がなされることが必要である。

なお、指定都市、中核市においては、市町村支援事業計画において当該数を定める必要があることに留意すること。

基本指針第三の四2(2)(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ウ 幼稚園及び保育所が認定子ども園に移行する場合における需給調整

(ア) 都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定子ども園又は幼稚園型認定子ども園(以下(ア)において「幼保連携型認定子ども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定子ども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数(当該年度に係る同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定子ども園等の設置によってこれを越えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定子ども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定子ども園への移行を促進するため、認定子ども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定子ども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定子ども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

(イ) 都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定子ども園又は保育所型認定子ども園(以下(イ)において「幼保連携型認定子ども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定子ども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数(当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定子ども園等の設置によってこれを越えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定子ども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定子ども園への移行を促進するため、認定子ども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定子ども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定子ども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

新規三事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行いたい。

あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用勧奨や利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。

（1）量の見込みの算出方法

① 子育て世帯訪問支援事業

$$\text{【量の見込み（人日）】} = \frac{\text{【A推計児童数（人）】} \times \text{【C対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B全児童数（人）】}} \times \text{【D平均利用日数（日）】}$$

A 推計児童数……各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口

C 対象世帯数……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象世帯数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネ

グレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

※ヤングケアラーに関する実態調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うことも考えられる。

D 平均利用日数……1人当たりの利用が必要と思われる日数

② 児童育成支援拠点事業

$$\text{【量の見込み（人）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象児童数（人）】}}{\text{【B6歳以上の児童数（人）】}}$$

A 推計児童数……各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

B 6歳以上の児童数……対象児童数算出時点の6～17歳の児童人口

C 対象児童数……相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。なお、対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に教育委員会・学校等の関係部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校において課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業を利用するものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

③ 親子関係形成支援事業

$$\text{【量の見込み（人）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B全児童数（人）】}}$$

A 推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

B 全児童数…対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口

C 対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

（2）提供体制の確保の方策及びその実施時期

①子育て世帯訪問支援事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（延べ人数）	1,000人日	…	…	…	…
確保方策（延べ人数）	1,000人日	…	…	…	…

②児童育成支援拠点事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（実人数）	20人	…	…	…	…
確保方策（実人数）	20人	…	…	…	…

③親子関係形成支援事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（実人数）	30人	…	…	…	…
確保方策（実人数）	30人	…	…	…	…

<6> 計画作成に当たっての留意点

（ア）一体的策定が可能な他の計画

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっては、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとしてとされている（基本指針第三の一の6）。

このため、基本指針で例示されている計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することが可能であるほか、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、障害児福祉計画、総合計画など一体的に策定する自治体もあることから、これらの計画やその他自治体において策定する計画についても、子ども・子育て支援事業計画の期間や内容との同一性などを踏まえつつ、各自治体の実情に応じて一体的に策定することは差し支えない。

（イ）都道府県子ども計画・市町村子ども計画との関係

子ども基本法により、都道府県は、国の子ども大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下「自治体子ども計画」という。）は、それぞれ都道府県支援事業支援計画又は市町村支援事業計画と一体のものとして作成することができるとされていることから、自治体子ども計画の一部を構成するものとして、都道府県支援事業支援計画や市町村支援事業計画を位置づけること等も可能である。

（ウ）子ども等の意見を反映するための措置

子ども基本法第11条の規定に基づき、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども又は子どもを養育する者その他の関係者（以下「子ども等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められている。都道府県支援事業支援計画及び市町村支援事業計画の作成に当たっては、「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」等を参考に、地域の実情に合わせ、子ども等の意見反映のための措置を講ずる必要があることに留意されたい。

他方で、（イ）で示したように市町村支援事業計画を市町村子ども計画と一体的に策定する場合にあつては、例えば、

①市町村支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等の実施の際に、市町村支援事業計画と市町村子ども計画の双方について、子ども等の意見を聴取する内容の調査とするなど、市町村支援事業計画と市町村子ども計画に関して一体的に子ども等の意見を反映する

ための取組を行う方法や

②市町村支援事業計画作成作業（例えば、地方版子ども・子育て会議における議論の際等）の過程で、市町村支援事業計画と市町村こども計画の双方について、こども等の意見を聴くヒアリングの機会を設けるなど、市町村支援事業計画と市町村こども計画に関して一体的にこども等の意見反映を行うための取組を行う方法も可能であるため、各市町村において、効率的な方法を検討されたい。

（エ）複数の市町村による共同策定

「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」（令和4年4月5日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）において、市町村子ども・子育て支援事業計画は「運用上、複数の市町村による共同策定が可能な計画」に位置付けられているため、広域連携の取組内容の深化や、法定計画の策定に伴う負担の軽減といった観点から、複数の市町村による共同策定についても必要に応じて検討されたい。

<7> 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載

（ア）外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれる中、市町村・都道府県においては、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援方針や方策を子ども・子育て支援事業計画に記載すること。なお、各市町村・都道府県における取組例を下記に示すため、地域の実情に応じて必要な取組を検討する際の参考とすること⁵。

【外国につながる幼児への支援・配慮に係る取組の例】

- ・ 就学前施設に関して相談可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図る
- ・ 各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等に対して支援する
- ・ 保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用

（イ）幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

基本指針（第二の一参照）に基づき、子ども・子育て支援事業計画においては質の高い教育・保育の推進方策について記載することとなっているが、幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、市町村・都道府県においては、地方版子ども・子育て会議等の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策を検討した上で、可能な限り具体的に子ども・子育て支援事業計画に記載すること。なお、各市町村・都道府県における質の確保・向上に係る取組例を下記に示すため、記載事項の検討に当たって参考とすること。

【質の確保・向上に係る取組の例】

⁵ 検討を行う際には、文部科学省委託研究「幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方に関する調査研究—外国籍等の幼児が在園する幼稚園の教育上の課題と成果から—」（公益社団法人全国幼児教育研究協会）も参照されたい。

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、パンフレット等による連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて実施又は支援を行う。

※ 平成 29（2017）年に改訂された幼稚園教育要領等においても、小学校教育との円滑な接続の重要性に鑑み、内容の充実を図っていることを踏まえ、関係部署と連携のうえ地域の実情に応じて取組を検討することが望ましい。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など）、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、公私・施設類型を超えた合同研修（幼稚園・保育所・認定こども園等合同研修など）、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など）などを実施する。

※ なお、各地域や幼児教育施設等の実情・課題に応じた研修内容等の再検討、既存の研修に係る情報の一元化・幅広い周知による研修機会の確保、各部局・関係団体・養成校との連携体制の構築も効果的だと考えられる。

(3) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図る。

(4) 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき特定教育・保育施設等を実施する必要がある複数の指導監督等について、都道府県及び市町村との連携の連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるようにする。

(5) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、各地域における評価実践の促

良事例の共有を図る。

(6) 幼稚園教諭一種免許状の取得促進

都道府県において、各地域における養成校等と連携しつつ、一種免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、現職の幼稚園教諭等の専門性の向上に向けた環境整備を図る。

(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）を育成・配置する⁶。

※ 各地域や幼児教育施設等における現状や課題に応じて、保育実践に関する専門性を有する者（例えば、園長経験者・学識経験者）のほか、教育・保育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。

(8) 幼児教育センターの設置

公私や施設類型を越えて、研修機会の増加や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を促進する観点から、都道府県等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、区域内の市町村及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点（「幼児教育センター」という。）を設置する。

※ 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はなく、例えば、関係部局間が連携して教育・保育の質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。

⁶ 幼児教育アドバイザーの育成・配置や幼児教育センターの設置の検討を行う際には、自治体における取組事例として、以下も参照されたい。

・文部科学省委託研究「『幼児教育の推進体制構築事業』の実施に係る調査分析事業」（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2017/05/09/1385242_1.pdf）
・文部科学省委託研究「『幼児教育の推進体制構築事業』（平成 28 年度～平成 30 年度）
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385617.htm）
・文部科学省「『幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業』（補助事業・委託事業）
（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1405077_00011.htm）

＜８＞ 「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について

第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査に当たっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定である。